

大阪府立吹田支援学校 P T A 規約

第一章 名称

第 1 条 本会は大阪府立吹田支援学校 P T A と称する。

第二章 目的

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力・連携し、大阪府立吹田支援学校の児童・生徒の健全育成を図るとともに、本校教育の推進を目的とする。

第三章 会員

第 3 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者
2. 本校に勤務する教職員

第四章 経理

第 4 条 本会の経理は会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。

第 5 条 本会の会費は会員一家庭のお子様 1 名につき年額 1 0 0 0 円とする。

ただし、特別の事情のある会員については、願いにより一部もしくは全部を免除することができる。

第 6 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第五章 役員及び役員選出

第 7 条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---------|------------------------|
| 1. 会長 1 名 | 保護者 | |
| 2. 副会長 2 名以上 | 保護者 | |
| 3. 書記 2 名 | 保護者・教職員 | * 2 名中 1 名が教職員からの選出となる |
| 4. 会計 2 名 | 保護者・教職員 | * 2 名中 1 名が教職員からの選出となる |
| 5. 会計監査 2 名 | 保護者・教職員 | * 2 名中 1 名が教職員からの選出となる |

第 8 条 1. 役員の任期は 1 年とする。ただし、2 回までの再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときの後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

第 9 条 役員は立候補者及び役員選出委員会によって推薦された候補者の中から選出する。

役員選出規定は別に定める。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長

- ① 会長は会務を総括する。
- ② 会長は総会、役員会を招集する。

2. 副会長

副会長は会長に事故があるときは、その代理をする。

3. 書記

書記は総会・役員会ならびに本会の活動に関する重要事項の記録・保管を行い、庶務を司る。

4. 会計

会計は本会の会計を司る。

5. 会計監査

会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第六章 総会及び役員会

第11条 総会

- 1. 総会は全会員をもって構成する。
- 2. 総会は全会員（委任状を含む）の2分の1をもって成立する。
- 3. 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4. 総会は年1回（原則として4月）とし、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 5. 総会で決める事項
 - ① 前年度事業報告
 - ② 前年度会計決算報告及び会計監査報告
 - ③ 新年度事業計画
 - ④ 会計予算
 - ⑤ 規約、規定の決定及び変更
 - ⑥ その他の重要事項

第12条 役員会

- 1. 役員会は総会で承認された方針を具体化する議決機関である。
- 2. 役員会は役員、校長、教頭をもって構成する。
- 3. 役員会は原則月1回、第1あるいは第2金曜に開催する。ただし、8月、12月、3月は除く。
- 4. 役員会で審議する事項
 - ① 事業及び予算にかかる事項
 - ② 総会に提出する議案作成
 - ③ 緊急事態への対応・処理

第13条 特別委員会

役員会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第14条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附則 本規約は、平成10年6月7日から施行する。

本規約の一部を平成13年4月22日をもって改正した。

本規約の一部を平成16年4月25日をもって改正した。

本規約の一部を平成17年4月24日をもって改正した。

校名変更により本規約の一部を平成20年4月1日をもって改正した。

本規約の一部を平成20年4月27日をもって改正した。

本規約の一部を平成21年4月26日をもって改正した。

本規約の一部を平成22年4月25日をもって改正した。

本規約の一部を平成23年4月24日をもって改正した。

本規約の一部を平成25年4月21日をもって改正した。

本規約の一部を平成26年4月20日をもって改正した。

本規約の一部を平成27年4月19日をもって改正した。

本規約の一部を平成28年4月24日をもって改正した。

本規約の一部を平成30年4月22日をもって改正した。

ただし、第8条第1項は平成31年4月1日から施行する。

本規約の一部を令和4年4月24日をもって改正した。

本規約の一部を令和4年10月7日をもって改正した。

本規約の一部を令和5年1月13日をもって改正した。

本規約の一部を令和5年1月31日をもって改正した。

本規約の一部を令和5年4月23日をもって改正した。

本規約の一部を令和6年1月31日をもって改正した。

本規約の一部を令和7年4月1日をもって改正した。

本規約の一部を令和8年4月1日をもって改正した。

役員選出規定

第1条 規約第9条に定める次期役員の選出は次のとおりとする。

第2条 会員は役員に立候補することができる。

第3条 役員選出にあたり、役員選出委員会を組織する。

第4条 役員選出委員会は、役員会メンバーにて構成する。

第5条 役員選出委員会は9月に立ち上げ、役員選出が選出された時点で解散とする。

第6条 役員選出委員会は、選挙にあたっては選挙管理委員会の任を執り行う。

第7条 候補者が定数より多い場合は選挙を行う。

① 選挙は全会員の2分の1投票をもって成立する。

② 投票数の多いものを当選とする。

第8条 候補者が定数の場合は信任投票を行う。

① 信任投票は全会員の2分の1投票をもって成立する。

② 投票総数の過半数をもって信任とする。

③ 選挙にあたり、規定外の状況が発生した場合は、役員選出委員会にて協議し対応する。

第9条 教職員の選出については、4月初旬に行う。

附則 本規定は、平成10年6月7日から施行する。

本規定の一部を平成27年4月19日をもって改正した。

本規定の一部を平成28年4月24日をもって改正した。

本規定の一部を平成30年4月22日をもって改正した。

本規定の一部を平成31年4月21日をもって改正した。

本規定の一部を令和5年1月13日をもって改正した。

本規定の一部を令和7年4月1日をもって改正した。

P T A 慶弔規定

大阪府立吹田支援学校 P T A 会員の慶弔については、次のとおり定める。

会員ならびに児童・生徒が死亡したときは供花等、又は 5 千円

附則 本規定は、平成 1 0 年 6 月 7 日から施行する。

本規定の一部を平成 1 7 年 4 月 2 4 日をもって改正した。

本規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

校名変更により本規定の一部を平成 2 0 年 4 月 1 日をもって改正した。

本規定は、平成 2 2 年 4 月 2 5 日をもって改正した。

本規定の一部を平成 2 7 年 4 月 1 9 日をもって改正した。